**平成２１年（フ）第３１４６号**
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1106番地61
債務者　坂口　節子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５９号**
秋田市飯島緑丘町23番45号
債務者　佐川　ヤヱ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１６７号**
秋田市東通観音前９番６号　Ｎｅｗグリーンハイツ125号室、住民票上の住所秋田市桜ガ丘１丁目13番地10
債務者　松江るみ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５５号**
山形県米沢市東大通２丁目１番17―５号　サンレジデンス101号室、申立時の住所山形県米沢市万世町片子294番地の１　シティハイツ杉Ｂ―５号室
債務者　佐藤　正信
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第５６号**
山形県南陽市宮内336番地の２
債務者　菊地たみ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第６０号**
山形県東置賜郡高畠町大字安久津581番地の４
債務者　高橋　　真
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第６８号**
山形県米沢市太田町５丁目573番地の14　コーポぱすてる203号室
債務者　渡邊　　清
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第７５号**
山形県米沢市東大通２丁目６番11―１号
債務者　遠藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第２３号**
千葉県茂原市新小轡883番地９　フォレストⅠ102号
債務者　柴田　直人
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第２４号**
千葉県茂原市下永吉536番地５
債務者　古山　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第３０号**
千葉県長生郡長生村中之郷1497番地６
債務者　岡田　幸織
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
千葉県長生郡一宮町船頭給237番地１　県営住宅２棟306号
債務者　福本　　武
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
千葉県長生郡長生村薮塚596番地５
債務者　井下田　実
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第４０号**
千葉県長生郡長南町佐坪558番地
債務者　松崎　明美（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第４１号**
千葉県茂原市南吉田1690番地
債務者　三橋　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
千葉県袖ケ浦市神納１丁目15番地11
債務者　鈴木　賀奈（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第５４号**
千葉県君津市君津台２丁目16番１号
債務者　金谷　美鈴
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部